

「令和6年能登半島地震復興応援写真展（仮称）」運営業務企画提案公募仕様書

1 委託業務の名称

「令和6年能登半島地震復興応援写真展（仮称）」運営業務

2 本業務の概要

（1）目的

- ・能登半島地震からの復興に関する写真展の開催を通じて、能登地域の現状や震災からの復興、被災された方の生活の現状や心情を伝えることで、能登への応援の機運を風化させないようにする。
- ・さらに、復興に向け、今後復活していく生業、祭りなどの文化を発信し、将来的な誘客につなげる。

（2）実施期間・場所

首都圏等の県外及び県内の複数会場（いずれも（公社）石川県観光連盟（以下「当連盟」という。）と委託事業者との協議により決定）。

（3）実施内容

- ・当連盟が指定する写真家による「令和6年能登半島地震復興応援写真展（仮称）」（販売を含む）の開催及び付随する業務
- ※イベント名称については、委託事業者決定後に当連盟と協議の上、決定するものとする。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託金額の上限額

9,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）

5 委託業務の内容

「令和6年能登半島地震復興応援写真展（仮称）」について、当連盟と協議・調整を行いながら、以下（1）～（4）の業務を行うこと。各業務の具体的な内容や仕様書に定めのない事項については、当連盟と協議の上決定すること。

（1）イベントの企画・運営

○県内外での写真展の開催

- ・能登地域の現状や震災からの復興を伝える写真の展示に加え、写真家が希望する場合はフォトブックなどの販売も行うこと。
- ・写真展のコンセプトを明確に記載すること。

- ・本業務の趣旨及びコンセプトに沿ったイベント名称を提案すること。
- ・県内外（県外は三大都市圏を想定）において、継続的に複数回開催することとし、十分な集客かつ効果的な発信が見込める会場及び実施時期を提案すること。なお、会場使用料は委託金額に含むものとする。
※提案時点で、施設の予約や事前調整は不要。ただし、実現可能性については担保しておくこと。
- ・その他、写真家によるトークイベントや作品解説など、委託金額の範囲内で能登復興への関心を高める取り組みが展開できる場合は、提案すること。
- 会場内外で、多くの人の注目を集め、参加してもらうための集客促進を行うこと。
- 会場の使用に係る手続き及び清算を実施すること。
- 本業務に係る賠償責任・傷害保険（スタッフ含む）の選定及び契約を実施すること。
- 運営事務局を設置すること。
 - ・一般来場者からの問い合わせ対応や、関係団体との調整等を行うため、事務局を設置すること。
 - ・本委託業務に関して必要となる全ての経費について、適正に収支の管理を行うこと。
- 実施するイベント内容は、提案内容をもとに、当連盟と協議・調整の上、決定する。その際、内容の変更や追加等を求めることがある。
- 提案する手法が、効率的・効果的かつ実現可能である根拠を過去の実績等により示すこと。

（２）会場の設営・運営全般

- 各会場の設営について
 - ・来場者に写真展の主旨・目的が適切に周知されるよう、写真を効果的に展示するとともに、販売の促進につながる工夫を行うこと。
 - ・来場者や関係者等の安全管理や展示作品の管理に配慮した機材や電源等の調整・調達を行うこと。
 - ・会場内外のイベントサインデザイン及び写真のキャプションを制作・設置すること。
 - ・各会場での会場設営・撤去においては、額装等した写真が破損・汚損しないよう適切な養生を行うとともに、必要に応じて美術品保険加入等の手続きを行うこと。

○搬入搬出について

- ・写真家との搬入出時間、作品設置・撤去に係る全ての調整を行うこと。
- ・会場設営・撤去、作品搬入・搬出、作品設置・撤収に係る業者（運搬事業者を含む）や会場との搬入車両、人員の出入など必要となる全ての事項を調整し、適切に実施すること。
- ・必要に応じて、写真家による設営撤去の補助を行うこと。

○各会場の運営について

- ・会場に応じて、予測される来場者を踏まえ、十分な人員を配置すること。
（受付、作品監視、来場者安全確保及び販売対応補助など）
- ・イベント概要など来場者への配布物の制作・設置を行うこと。
- ・会場スタッフの配置にあたり、統一デザインのスタッフ証を制作し装着させること。
- ・入退場に関連する各種業務を実施すること。
- ・イベント会場等で発生した廃棄物の回収・処分をすること。

○以下の内容を含む運営マニュアルを作成すること。

- ・会場に応じた運営組織体制図（全体統括、入場受付、会場誘導・整理等の役割分担など）
- ・スケジュール表（会場設営・撤去、搬入搬出など）
- ・各会場図（搬入・搬出口、来場者の動線、主催者の控室等に関する図面）
- ・スタッフ配置図
- ・緊急時の対応体制（災害等発生時、体調不良者・けが人発生時）

（3）「ほっと石川旅ねっと」内に設置するオンラインギャラリーについて

- ・当連盟公式 HP「ほっと石川旅ねっと」内に写真家ごとに能登復興に関する写真を紹介するオンラインギャラリーを設置することとしており、選定した各写真家と掲載可能な写真の選定及び説明文（HP 用）を作成すること。

※オンラインギャラリーの設置は当連盟で実施する。

- ・HP で写真を紹介するにあたり、各写真家と著作権などの権利関係を調整すること。

（4）写真家及びディレクターについて

- ・能登地域の現状や震災からの復興を伝えることができる写真家を複数名選定すること。
- ・写真展の統括を担うディレクターを選定すること。
- ・写真家及びディレクターへの謝金については、委託金額の範囲内で支払うこと。

- ・展示に係る写真の印刷、額装の手配などは委託金額の範囲内で支払うこと。
- ・展示写真に対する保険の選定及び契約を行うこと。

(5) 広報の実施

○広報物の制作、配架・掲示等

- ・本イベントの告知のための広報物として、最低、チラシ・ポスター各1種を作成すること。
- ・チラシ・ポスターの掲示・配架先の提案、配架依頼、送付先ラベル作成及び発送をすること。
- ・当連盟が指定する送付先への発送にも対応すること。

○SNSの活用

- ・当連盟公式 SNS「ほっと石川旅ねっと」(Instagram、X)を活用した本イベントの効果的な発信に向け、サポート(投稿文案の作成、発信計画など)を実施すること

○その他

- ・オンラインギャラリーの広報も併せて提案すること
- ・その他、広告出稿、プレスリリース、報道機関向け内覧会など、効果的な広報手法について提案すること。

(6) 効果検証

○イベントの記録について

- ・写真展の外観、会場風景等について、写真や動画などの記録を撮影すること。

○効果検証の実施

- ・本イベントの集客目標人数、オンラインギャラリーのアクセス数を事業者で設定すること。
- ・できる限り、来場者アンケートを実施することとし、アンケートの回収率を高める方法を提案すること。

※調査項目例

- ・来場者の属性(性別、年代、居住地等)
- ・写真展の認知経路
- ・来場の目的・満足度
- ・能登復興に向けたメッセージ など
- ・来場者数は会場別に把握して報告すること。
- ・効果検証のため必要な情報収集については、業務実施前、実施中においても、必要に応じて実施するとともに、当連盟の求めに応じて報告すること。

○報告書を作成すること

- ・写真展終了後、速やかに効果検証の結果をとりまとめ、当連盟に報告すること。
※報告書の作成にあたって、権利関係の処理は委託事業者の責任において行うこと。

(7) 運営体制・スケジュール

- 本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制を構築するとともに、無理のないスケジュールを示すこと。
 - ・本件委託業務を運営するために、受託後、当連盟との協議を踏まえ、全体スケジュールを示した業務運営計画を作成し、業務開始時まで当連盟に提出すること。
- 同種又は類似業務（写真関連の企画運営やイベント開催）の実績がある場合は、過去（5年程度）の実績について示すこと。

《留意事項（共通）》

- ・会場使用料、広報費用、写真家及びディレクターへの謝金、その他イベントの開催に必要な一切の経費については、委託金額の範囲で委託事業者が支払うこと。
- ・既に事業を実施することを決定し、公表している自主事業や国や地方公共団体等から補助金等を受けて実施予定の事業と、本業務を合体させて提案することは認めない。

6 成果物の提出

業務終了後、当連盟に以下の成果物等を提出すること。

(1) 効果検証のとりまとめ

(2) 業務に関して作成した全ての成果物・マニュアル

- ・マニュアル、作成した広報物データ、イベントの記録写真などを提出すること。

(3) 報道実績報告書

- ・本業務が掲載された記事（著作権に留意）、Web や SNS で取り上げられた情報、テレビ等での放送動画について、取りまとめた報告書を提出すること。
- ・コピーや動画についても、可能な範囲で提出すること。

7 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権等の一切の権利（以下、「著作権等」という。）は、当連盟が保有するものとする。但し、成果物の作成時において請負者又は第三者が著作権等を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合、当該既存著作物の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (2) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 委託費用の支払い

本事業完了確認後に支払うものとする。ただし、実施状況に応じて、当連盟との協議により、契約金の一部を前金払いで支払うことができるものとする。

9 情報セキュリティに関する事項

仕様書別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守すること。

10 個人情報の取扱いに関する事項

仕様書別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守すること。

11 その他共通留意事項

- (1) 当連盟は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに当連盟に報告・協議を行うこと。
- (3) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、当連盟と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- (4) 委託業務の全部を一括して再委託することができない。ただし、業務の一部を再委託することができる。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を県内に本店、支店、または営業所がある者とするに努めること。
- (5) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、当連盟は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- (6) 天災等のやむを得ない事由により、計画に変更が生じた場合又は本仕様書に明記のない事項について、双方協議の上、決定することとする。